

建築確認申請書等チェックリスト(建築物・設備・工作物・計画変更)Ver.8.1

申請者名								
建築場所								
主要用途		☐ 一戸建ての住宅	☐ 長屋	☐ 共同住宅	☐ 店舗	☐ 工場	☐ 倉庫	
		☐ 飲食店	☐ 児童福祉施設等	☐ 車庫	☐ その他()			
元確認番号		年 月 日 第 号						
道路		☐ 国道	☐ 県道	☐ 市町村道	☐ 位置指定道路	☐ その他()		
		☐ 42条1項(☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号) ☐ 42条2項 ☐ 43条認定・許可						
道路幅員		m						
都市計画	区 域	☐ 内(☐ 市街化 ☐ 調整 ☐ 非設定) ☐ 都計外					敷地面積	m ²
	用途地域	☐ 1低 ☐ 2低 ☐ 1中 ☐ 2中 ☐ 1住 ☐ 2住 ☐ 準住 ☐ 田園 ☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業 ☐ 工専 ☐ なし					建築面積	m ²
決定事項	防火地域等	☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 22条指定 ☐ なし					延べ面積	m ²
	その他	☐ 風致 ☐ 臨港 ☐ 伝建 ☐ その他()						
	建ぺい率	%					(申請部分)	m ²
	容積率	%						
災害危険区域		☐ 急傾斜地崩壊危険区域 ☐ 災害危険区域(☐ 県指定 ☐ 市町村指定) ☐ 指定なし ☐ 土砂災害警戒区域 ☐ 急傾斜崩壊 (☐ 特別警戒区域 ☐ 警戒区域) ☐ 指定なし ☐ 土石流 (☐ 特別警戒区域 ☐ 警戒区域) ☐ 地滑り (☐ ☐ 警戒区域)						
宅地造成等工事規制区域等		☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域						
構造計算		☐ 構造計算不要 ☐ ルート1 → 土木事務所審査 ☐ ルート2,3 → 適合性判定必要(県委任審査機関)						
代理人 (設計者)		電話 _____ FAX _____ 携帯 _____ E-mail _____						

建築確認申請手数料

申請床面積 A(㎡) 建築確認申請書第三面11のイ欄の面積による			② 省エネ仕様基準審査加算額(該当する場合)		
① 基本額			② 省エネ仕様基準審査加算額(該当する場合)		
手数料算定基準床面積 A	手数料 (円) ()内は変更申請手数料	チェック	手数料算定基準床面積 A	手数料 (円) 戸建住宅 共同住宅	チェック
$A < 30\text{㎡}$	11,000	☐	$A < 200\text{㎡}$	12,000	☐
$30\text{㎡} < A \leq 100\text{㎡}$	20,000	☐	$200\text{㎡} \leq A < 300\text{㎡}$	22,000	☐
$100\text{㎡} < A \leq 200\text{㎡}$	31,000	☐	$300\text{㎡} \leq A < 2,000\text{㎡}$	35,000	☐
$200\text{㎡} < A \leq 300\text{㎡}$	43,000	☐	$2,000\text{㎡} \leq A < 5,000\text{㎡}$	55,000	☐
$300\text{㎡} < A \leq 500\text{㎡}$	46,000	☐	$5,000\text{㎡} \leq A$	71,000	☐
$500\text{㎡} < A \leq 1,000\text{㎡}$	48,000	☐	※不等号に注意		
$1,000\text{㎡} < A \leq 2,000\text{㎡}$	71,000	☐	② = 円		
$2,000\text{㎡} < A \leq 10,000\text{㎡}$	207,000	☐	□減免規定適用		
$10,000\text{㎡} < A \leq 50,000\text{㎡}$	311,000	☐	□建築物の計画変更の場合(変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する場合は当該部分の床面積))について算定		
$50,000\text{㎡} < A$	531,000	☐	□移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合(当該部分の床面積の2分の1)について算定		
エレベーター、エスカレーター	11,000(7,000)	☐	確認申請手数料 ①+②= 円		
小荷物専用昇降機	6,000(4,000)	☐			
工作物	11,000(6,000)	☐			
① = 円					

※ 確認申請書等の受理時の審査として次の①から⑥までを確認します。これらの確認ができない場合は申請を受理できない場合があります。

※ なお、申請書等の受理後、法令に適合しない場合又はチェック内容が事実と相違している場合は確認済証を交付できない場合がありますので、事前のチェックを十分に行ってください。

■申請者等において、指針による受理時の審査内容を確認のうえ、下表①～⑥のチェック欄 ☐ にチェック(レ)をお願いします。

① 設計者の記載の確認

①設計者の記載の確認		確認図書	申請者等	受付	審査	備考
申請書	適用					
第1面 第2面	設計者	申請書第1面と第2面との照合	☐	☐	☐	
設計図書	設計者の資格の記載及び記名の確認	・正本のすべての図書 ・構造計算書(表紙のみ)	☐	☐	☐	

② 正本及び副本の整合性の確認

区分		確認内容	申請者等	受付	審査	備考
正本	副 本	受付時に法令上必要な添付図書が提出されていること ・ 確認申請書(正・副) ・ 認定書の写し(正・副) ・ 規則により規定されている図書及び添付書類(正・副) ・ 建築計画概要書(建築物)・築造計画概要書(法第88条第2項工作物) ・ 委任状(代理者が申請する場合) ・ 「構造計算の安全証明書の写し」(建築物) ・ 建築工事届(建築物)	☐	☐	☐	

※ 裏面に続く

③ 構造計算適合性判定の申請状況 申請書第2面7欄

↓いずれかにチェック

確認内容			申請者等	受付	審査	備考
申請済み	判定終了	・適合判定通知書(原本or写し) ・判定申請書・図書(副本)	☐	☐	☐	
	判定中		☐	☐	☐	
未申請	提出予定		☐	☐	☐	
申請不要			☐	☐	☐	

④ 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出状況 申請書第2面8欄

↓いずれかにチェック

確認内容			申請者等	受付	審査	備考
提出済み	判定終了	・適合判定通知書(原本or写し) ・計画書(副本or写し)	☐	☐	☐	
	判定中		☐	☐	☐	
未提出	提出予定		☐	☐	☐	
提出不要	適用除外に該当		☐	☐	☐	
	省エネ審査の対象外(建築基準法第6条の4第1項第3号に該当)		☐	☐	☐	
	省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(住宅のみ)		☐	☐	☐	
	省エネ(誘導)仕様基準に基づき評価したもの	設計図書に関連項目を記載	☐	☐	☐	
	設計住宅性能評価を受けたもの	設計住宅性能評価書(写し)	☐	☐	☐	
	長期優良住宅建築等計画の認定 or 長期使用構造等の確認を受けたもの	認定通知書(写し) 確認書(写し)	☐	☐	☐	
	性能向上認定、低炭素認定、大臣認定	認定通知書(写し)	☐	☐	☐	

⑤ 設計者等の資格等の確認(申請書及び建築計画概要書等)

区分	確認内容	申請者等	受付	審査	備考
代理人	・委任状(代理人による申請の場合)との整合 ・建築士事務所に所属する建築士や行政書士などの有資格者	☐	☐	☐	
設計者	建築士事務所に所属する建築士であるか	☐	☐	☐	
工事監理者	・建築士事務所に所属する建築士であるか ・未定の場合「未定:決定次第報告」と記入	☐	☐	☐	

⑥ 設計者の業務範囲の確認

区分	確認内容	申請者等	受付	審査	備考
設計者	第3面及び第4面を照合し、建物規模・構造に応じた設計者の業務範囲を確認する。	☐	☐	☐	

敷地内の既存建築物の状況についての確認

建築物の確認申請においては、下記の2項目についてチェック欄 ☐ にチェック(レ)してください。

1 既存建築物と検査済証の有無

- ☐ 敷地内に既存建築物は無い OK 終了
- ☐ 直近の検査済証交付時の内容と相違ない OK ⇒ 検査済番号・交付日を配置図等に記載済み 2へ進む
- ☐ 直近の検査済証交付時の内容と異なる(検査済証が無い場合も含む) ⇒ 2へ進む

2 敷地内の既存建築物の状況と対応方法

申請建築物と別棟	申請に係る敷地及び建築物の法適合性に 影響なし	既存建築物に 違反なし ☐ OK	土木事務所と協議の上、申請は可能。ただし、違反事項があれば別途、是正措置をとっていただく必要あり。
	" 影響あり "	" 違反ありor不明 " ☐	
申請建築物と同一棟	現行法適合である	☐ 増築後も現行法適合である OK	「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づく現況調査報告書の活用が可能です。
		☐ 増築後に法不適合部分が生じる ⇒ 法不適合部分の措置を記載した図書の添付が必要	
	既存不適格である	☐ 現行法に適合させる ⇒ 現行法に適合するための措置を記載した図書の添付が必要	
		☐ 緩和の基準を適用する ⇒ 既存不適格調査添付が必要	
	上記に該当するかどうか不明or違反建築物である	☐ 現行法に適合させる ⇒ 土木事務所との協議が必要	

記入者氏名	
☐ 建築主	☐ 代理人 ☐ 設計者

※上記について、実際と異なる内容を記載して確認申請を行った場合、罰則の対象となる場合があります。
(例)法第99条:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第6条第1項、第7条第2項第3項違反)